岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成20年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第2号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(平成11年岩手県条例第62号)の一部を次のように改正する。

	改正前		改正後			
1	別表第1(第2条関係)		別表第1 (第2条関係)			
	[略]		[略]			
	14 [略]		14 [略]			
			15 岩手県消費生活条例(平成17年岩手県条例第34号)第16条第1項			
			<u>の基準の事業者への通知</u>			
	15 [略]		16 [略]			
	別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)			
			1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項 花巻市、北上			
			の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変 市、遠野市、			
			更等の認可			
			市、奥州市、			
			金ケ崎町、藤			
			沢町及び一戸			
			町			
	1 地方自治法(以下この項において「法」という。	盛岡市、大船	1の2 地方自治法(以下この項において「法」とい 盛岡市、宮古			
	)に基づく次に掲げる事務	渡市、花巻市	う。)に基づく次に掲げる事務 <u>市</u> 、大船渡市			
	(1)~(4) [略]	、北上市、遠	(1)~(4) [略] 、花巻市、北			
		野市、一関市	上市、遠野市			
		、陸前高田市	、一関市、陸			
		、八幡平市、	前高田市 <u>、二</u>			

	奥州市、雫石			戸市、八幡平
	町、西和賀町			市、奥州市、
	、金ケ崎町、			<b>電石町、西</b> 和
	田野畑村、普			賀町、金ケ崎
	代村及び洋野			町、平泉町、
	町			田野畑村、
				代村及び洋野
				町
[略]	1	[略]		
2の2 児童福祉法(以下この項において「法」とい	遠野市、一関	202	児童福祉法(以下この項において	「法」とい 宮古市、遠野
う。)に基づく次に掲げる事務	市、釜石市、	う。)	に基づく次に掲げる事務	 市、一関市 <u>、</u>
(1)~(8) [略]	二戸市、雫石	(1)~	~(8) [略]	陸前高田市、
	町及び野田村			釜石市、二月
				市、雫石町及
				び野田村
[略]		[略]		
2の4 栄養士法(昭和22年法律第245号)及び栄養士	盛岡市、宮古	204	栄養士法(昭和22年法律第245号)	及び栄養士 盛岡市、宮市
法施行令(昭和28年政令第231号)に基づく栄養士免	市、二戸市、	法施行	庁令(昭和28年政令第231号)に基づ	く栄養士免 市、大船渡市
許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付	奥州市、葛巻	許証に	二係る申請書等の受理及び栄養士免	許証の交付 、陸前高田市
に関する事務で規則で定めるもの	町、山田町、	に関す	- る事務で規則で定めるもの	、二戸市、野
	田野畑村、普			州市、葛巻町
	代村及び川井			、西和賀町、
	村			山田町、田野
				畑村、普代村
				及び川井村
		{		
2の5 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄	盛岡市、宮古	205	栄養士法及び栄養士法施行令に基	づく管理栄 盛岡市、宮己

許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	奥州市、葛巻		許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	_  、陸前高田
	町、西和賀町			、二戸市、
	、山田町、田			州市、葛巻
	野畑村、普代			、西和賀町
	村及び川井村			山田町、田
				畑村、普代
				及び川井村
[略]	<u>-</u> L	1	[略]	1
2の9 医師法(昭和23年法律第201号)及び医師法施	盛岡市、宮古		2の9 医師法(昭和23年法律第201号)及び医師法施	盛岡市、宮
行令(昭和28年政令第382号)に基づく医師免許証に	市、二戸市、		行令(昭和28年政令第382号)に基づく医師免許証に	市、大船渡
係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する	奥州市、葛巻		係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する	、陸前高田
事務で規則で定めるもの	町、西和賀町		事務で規則で定めるもの	、二戸市、
	、山田町、田			州市、葛巻
	野畑村、普代			、西和賀町
	村及び川井村			山田町、田
				畑村、普代
				及び川井村
2の10 歯科医師法(昭和23年法律第202号)及び歯科	盛岡市、宮古		2の10 歯科医師法(昭和23年法律第202号)及び歯科	盛岡市、宮
医師法施行令(昭和28年政令第383号)に基づく歯科	市、二戸市、		医師法施行令(昭和28年政令第383号)に基づく歯科	市、大船渡
医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許	奥州市、葛巻		医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許	、陸前高田
証の交付に関する事務で規則で定めるもの	町、西和賀町		証の交付に関する事務で規則で定めるもの	、二戸市、
	、山田町、田			州市、葛巻
	野畑村、普代			、西和賀町
	村及び川井村			山田町、田
				畑村、普代
				及び川井村
[略]			[略]	

2の12 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護	盛岡市、宮古	2の12 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護 盛岡市、
師法施行令(昭和28年政令第386号)に基づく保健師	市、二戸市、	師法施行令(昭和28年政令第386号)に基づく保健師 市、大船
免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請	奥州市、葛巻	免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請 <u>、陸前高</u>
書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び	町、西和賀町	書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び、二戸市
看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるも	、山田町、田	看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるも 州市、葛
0)	野畑村、普代	の、西和賀
	村及び川井村	山田町、
		畑村、普
		及び川井
2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護	盛岡市、宮古	2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護 盛岡市、
師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等	市、二戸市、	師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等 市、大船
の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規	奥州市、葛巻	の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規 <u>、陸前高</u>
則で定めるもの	町、山田町、	則で定めるもの 、二戸市
	田野畑村、普	州市、葛
	代村及び川井	<u>、西和賀</u>
	村	山田町、
		畑村、普
		及び川井
[略]		[略]
2の15 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号	宮古市、一関	2の15 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号 宮古市、
。以下この項において「法」という。)に基づく次	市、奥州市、	。以下この項において「法」という。)に基づく次 渡市、花
に掲げる事務(事業協同組合、事業協同小組合及び	雫石町、西和	に掲げる事務(事業協同組合、事業協同小組合及び)、一関市
協同組合連合会であってその地区が一の市町村の区	賀町及び金ケ	協同組合連合会であってその地区が一の市町村の区 州市、雫
域を超えないもの並びに企業組合であってその主た	崎町	域を超えないもの並びに企業組合であってその主た 、西和賀
る事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るも		る事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るも び金ケ崎
のに限る。)		のに限る。)
(1)~(38) [略]		(1)~(38) [略]

2の16 屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下ご	紫波町、田野
の項において「法」という。)に基づく次に掲げる	畑村及び普付
事務	村
$(1)\sim(7)$ [略]	
3 [略]	[略]
4 [略]	[略]
<ul><li>4 [略]</li><li>5 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12名</li></ul>	
	宮古市、大船
5 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第129	★ 宮古市、大船 渡市、遠野市
5 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第129	
5 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第129	宮古市、大船 渡市、遠野市 、一関市、図
5 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第129	宮古市、大船 渡市、遠野市 、一関市、陸 前高田市、二
5 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第129	宮古市、大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平

2の16 屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下こ	紫波町、西和
の項において「法」という。) に基づく次に掲げる	賀町、岩泉町
事務	、田野畑村及
(1)~(7) [略]	び普代村
3 [略]	[略]
3の2 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の	盛岡市、宮古
4第4号の社会教育主事の資格の認定	市、大船渡市
	、花巻市、北
	上市、久慈市
	、遠野市、一
	関市、陸前高
	田市、釜石市
	、二戸市、葛
	<u>巻町、滝沢村</u>
	、西和賀町、
	金ケ崎町、大
	槌町、普代村
	及び洋野町
4 [略]	[略]
5 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条	宮古市、大船
の3第1項の身体障害者相談員の委託	渡市、北上市
	、遠野市、一
	関市、陸前高
	田市、二戸市
	、八幡平市、
	雫石町、葛巻
	町、岩手町、

		西和賀町、平 泉町、山田町 、田野畑村、 普代村、川井 村及び洋野町		適沢村、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、藤沢町、田町、田野畑村、川井村、川井村、町、土村及び洋野町
	6 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項		6 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項	
	において「法」という。)に基づく次に掲げる事務	州市	において「法」という。)に基づく次に掲げる事務	市及び奥州市
	(1)~(54) [略]		(1)~(54) [略]	
	[略]		[略]	
	6の3 [略]	[略]	6の3 [略]	[略]
			6の4 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下こ	<u>久慈市、遠野</u>
			<u>の項において「法」という。)に基づく次に掲げる</u>	市、一関市、
			事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び	奥州市、滝沢
			第10号から第12号までに掲げる事務にあっては、県	村、金ケ崎町
			教育委員会が自ら行うことを妨げない。	、大槌町及び
			(1) 法第92条第1項の調査のための発掘に関する	<u>一戸町</u>
			届出の受理(財団法人岩手県文化振興事業団に係	
			<u>るものを除く。)</u>	
			(2) 法第92条第2項の調査のための発掘に関する	
			指示又は命令(財団法人岩手県文化振興事業団に	
			<u>係るものを除く。)</u>	
			(3) 法第93条第1項において準用する法第92条第	

1項の土木工事等のための発掘に関する届出の受 (4) 法第93条第2項の土木工事等のための発掘に 関する指示 (5) 法第94条第1項の地方公共団体等(同項に規 定する国の機関等のうち、国の機関、県並びに国 及び県の設立に係る法人を除いたものをいう。以 下この項において同じ。)が行う発掘に係る事業 計画の策定の通知の受理 (6) 法第94条第2項の地方公共団体等が行う発掘 に係る事業計画の策定及びその実施について協議 を求めるべき旨の通知 (7) 法第94条第3項の地方公共団体等が行う発掘 に係る事業計画の策定及びその実施についての協 (8) 法第94条第4項の地方公共団体等が行う発掘 に係る事業計画の実施に関する埋蔵文化財の保護 上必要な勧告 (9) 法第97条第1項の地方公共団体等の遺跡の発 見の通知の受理 (10) 法第97条第2項の地方公共団体等に対する調 査、保存等について協議を求めるべき旨の通知 (11) 法第97条第3項の地方公共団体等との協議 (12) 法第97条第4項の地方公共団体等が発見した 遺跡の保護上必要な勧告 6の4 採石法(昭和25年法律第291号。以下この項に 宮古市、一関 6の5 採石法(昭和25年法律第291号。以下この項に 宮古市、大船 おいて「法」という。) に基づく次に掲げる事務( | 渡市、花巻市 おいて「法」という。)に基づく次に掲げる事務( | 市及び二戸市

岩石採取場の区域が他の市町村の区域にわたるもの	
を除く。)	
(1)~(15) [略]	
<u>6の5</u> [略]	[略]
6の6 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下	奥州市
この項において「法」という。)に基づく次に掲げ	
る事務	
(1)~(81) [略]	
<u>6の7</u> [略]	[略]
6の8 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行	盛岡市、宮古
令(昭和28年政令第385号)に基づく診療放射線技師	市、二戸市、
免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免	奥州市、葛巻
許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	町、西和賀町
	、山田町、田
	野畑村、普代
	村及び川井村
<u>6の9</u> [略]	[略]
<u>6の10</u> 森林法(以下この項において「法」という。	一関市、二戸
)に基づく次に掲げる事務	市、雫石町、
(1)・(2) [略]	葛巻町及び田
	野畑村
<u>6の11</u> [略]	[略]
7 道路法(昭和27年法律第180号)第13条第1項の国	岩泉町
道の維持、修繕その他の管理で規則で定めるもの	

岩石採取場の区域が他の市町村の区域にわたるもの	、一関市及び
を除く。)	二戸市
(1)~(15) [略]	
<u>6の6</u> [略]	[略]
6の7 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下	花巻市、一関
この項において「法」という。)に基づく次に掲げ	市及び奥州市
る事務	
(1)~(81) [略]	
<u>6の8</u> [略]	[略]
6の9 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行	盛岡市、宮古
令(昭和28年政令第385号)に基づく診療放射線技師	市、大船渡市
免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免	、陸前高田市
許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	、二戸市、奥
	州市、葛巻町
	、西和賀町、
	山田町、田野
	畑村、普代村
	及び川井村
<u>6の10</u> [略]	[略]
<u>6の11</u> 森林法(以下この項において「法」という。	一関市、二戸
)に基づく次に掲げる事務	市、雫石町、
(1)・(2) [略]	葛巻町、矢巾
	町及び田野畑
	村
<u>6の12</u> [略]	[略]
7 博物館法(昭和26年法律第285号。以下この項にお	花巻市、遠野
いて「法」という。)に基づく次に掲げる事務。た	市、奥州市、

		会が自ら行うことを妨げない。	<u>ケ崎町</u> 追町
		(1) 法第10条の博物館(県立の機関を除く。以下	<u> </u>
		この項において同じ。)の博物館登録原簿への登	
		録	
		(2) 法第12条の博物館の登録要件の審査及び博物	
		館登録原簿に登録した旨又は登録しない旨の通知	
		(3) 法第13条第1項の博物館の登録事項等の変更	
		の届出の受理	
		<u>(4) 伝第13末第2頃の博物館の登録事項の変更登</u> 録	
		<u>                                    </u>	
		(6) 法第14条第2項の博物館の登録の取消しの通	
		(7) 计第15名第15页建物的页层,页层用页层理	
		(7) 法第15条第1項の博物館の廃止の届出の受理	
		(8) 法第15条第2項の博物館の登録の抹消	
		(9) 法第27条第1項の私立博物館に対する報告の	
		<u> </u>	
		(10) 法第27条第2項(法第29条において準用する	
		場合を含む。)の専門的又は技術的な指導又は助	
		<u> </u>	
		(11) 法第29条の博物館に相当する施設の指定(県	
		立の施設に係るものを除く。)	
8 道路法第15条の県道の管理で規則で定めるもの	岩泉町及び田	8 削除	
	野畑村		
[略]		[略]	
10 商工会議所法(昭和28年法律第143号。以下この項	官官古市、一関	10 商工会議所法(昭和28年法律第143号。以下この項 宮古	

において「法」という。)に基づく次に掲げる事務	市及び奥州市
(一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全	
部とする商工会議所に係るものに限る。)	
(1)~(10) [略]	
10の2 武器等製造法(昭和28年法律第145号。以下こ	奥州市
の項において「法」という。) に基づく次に掲げる	
事務	
(1)~(13) [略]	
10の3 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この	一関市及び奥
項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	州市
務	
(1)~(3) [略]	
[略]	
11の3 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)及び歯	盛岡市、宮古
科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)に基づく	市、二戸市、
歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技	奥州市、葛巻
技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるも	町、西和賀町
$\mathcal{O}$	、山田町、田
	野畑村、普代
	村及び川井村
	盛岡市、一関
う。) に基づく次に掲げる事務	市、釜石市及
	マド南 川士
(1)・(2) [略]	び奥州市

において「法」という。) に基づく次に掲げる事務	渡市、花巻市
(一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全	、一関市 <u>、釜</u>
部とする商工会議所に係るものに限る。)	<u>石市</u> 及び奥州
(1)~(10) [略]	市
10の2 武器等製造法(昭和28年法律第145号。以下こ	花巻市、一関
の項において「法」という。)に基づく次に掲げる	市及び奥州市
事務	
(1)~(13) [略]	
10の3 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この	<u>花巻市、</u> 一関
項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	市及び奥州市
務	
(1)~(3) [略]	
[略]	
11の3 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)及び歯	盛岡市、宮古
科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)に基づく	市、大船渡市
歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技	、陸前高田市
技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるも	、二戸市、奥
Ø	州市、葛巻町
	、西和賀町、
	山田町、田野
	畑村、普代村
	及び川井村
12 租税特別措置法(以下この項において「法」とい	盛岡市、花巻
う。)に基づく次に掲げる事務	<u>市</u> 、一関市、
(1)・(2) [略]	釜石市及び奥
	州市
[略]	

14の2 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年	宮古市、一関	,   [	1
法律第185号。以下この項において「法」という。)	市、奥州市、		
に基づく次に掲げる事務(協業組合であってその主	雫石町、西和		
たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係る	賀町及び金ケ		
ものに限る。)	崎町		
(1)~(24) [略]			
14の3 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下この	遠野市		1
項において「法」という。)に基づく次に掲げる事			
務(他の市町村の区域にわたるもの及び国立公園に			
係るものを除く。)			
(1)~(15) [略]			
14の4 自然公園法(以下この項において「法」とい	大船渡市、二		1
う。)に基づく次に掲げる事務(他の市町村の区域	戸市 <u>及び</u> 葛巻		
にわたるものを除く。)	町		
(1)~(3) [略]			
14の5 水道法(昭和32年法律第177号。以下この項に	宮古市、奥州		1
おいて「法」という。)に基づく次に掲げる事務	市及び紫波町		
(1)~(9) [略]			
14の6 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律	盛岡市、宮古		1
第76号)及び臨床検査技師等に関する法律施行令(	市、二戸市、		
昭和33年政令第226号)に基づく臨床検査技師免許証	奥州市、葛巻		
に係る申請書等の受理及び臨床検査技師免許証の交	町、西和賀町		
付に関する事務で規則で定めるもの	、山田町、田		
	野畑村、普代		
	村及び川井村		
•		1 1	

14の2 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年	宮古市、大船
法律第185号。以下この項において「法」という。)	渡市、花巻市
に基づく次に掲げる事務(協業組合であってその主	、一関市、奥
たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係る	州市、雫石町
ものに限る。)	、西和賀町及
(1)~(24) [略]	び金ケ崎町
14の3 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下この	<u>花巻市、</u> 遠野
項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	市及び西和賀
務(他の市町村の区域にわたるもの及び国立公園に	町
係るものを除く。)	
(1)~(15) [略]	
14の4 自然公園法(以下この項において「法」とい	大船渡市、花
う。) に基づく次に掲げる事務(他の市町村の区域	<u>巻市</u> 、二戸市
にわたるものを除く。)	<u>、</u> 葛巻町 <u>、西</u>
(1)~(3) [略]	和賀町及び九
	<u>戸村</u>
14の5 水道法(昭和32年法律第177号。以下この項に	宮古市、陸前
おいて「法」という。)に基づく次に掲げる事務	高田市、奥州
(1)~(9) [略]	市及び紫波町
14の6 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律	盛岡市、宮古
第76号)及び臨床検査技師等に関する法律施行令(	市、大船渡市
昭和33年政令第226号) に基づく臨床検査技師免許証	、陸前高田市
に係る申請書等の受理及び臨床検査技師免許証の交	、二戸市、奥
付に関する事務で規則で定めるもの	州市、葛巻町
	、西和賀町、
	山田町、田野
	畑村、普代村
I and the second	i.

						及び川井村
14の7 調理師法(昭和33年法律第147号)及び調理師	盛岡市、宮古	14の 7	調理師法(昭	日和33年法律第	5147号)及び調理師	盛岡市、宮
法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく調理師免	市、二戸市、	法施	行令(昭和33年	政令第303号)	に基づく調理師免	市、大船渡
許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付	奥州市、葛巻	許証	に係る申請書等	等の受理及び詞	間理師免許証の交付	、陸前高田
に関する事務で規則で定めるもの	町、山田町、	に関	する事務で規則	川で定めるもの	)	、二戸市、
	田野畑村、普					州市、葛巻
	代村及び川井					、西和賀町
	村					山田町、田
						畑村、普代
						及び川井村
[略]		[略	.]			
16 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条	宮古市、大船	16 知	的障害者福祉流	去(昭和35年沿	<b>去律第37号)第15条</b>	宮古市、大
の2第1項の知的障害者相談員の委託	渡市、遠野市	の2	第1項の知的障	章害者相談員の	)委託	渡市、北上
	、一関市、陸					、遠野市、
	前高田市、二					関市、陸前
	戸市、八幡平					田市、二戸
	市、雫石町、					、八幡平市
	葛巻町、岩手					雫石町、葛
	町、矢巾町、					町、岩手町
	西和賀町、平					<u>滝沢村</u> 、矢
	泉町、山田町					町、西和賀
	、田野畑村、					、金ケ崎町
	普代村、川井					平泉町、藤
	村及び洋野町					町、山田町
						田野畑村、
						代村、川井
						、軽米町、

			<u>戸村</u> 及で 町
[略]		[略]	1 ,
17の3 薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師	盛岡市、宮古	17の3 薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師	盛岡市、
法施行令(昭和36年政令第13号)に基づく薬剤師免	市、二戸市、	法施行令(昭和36年政令第13号)に基づく薬剤師免	市、大角
許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付	奥州市、葛巻	許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付	、陸前高
に関する事務で規則で定めるもの	町、西和賀町	に関する事務で規則で定めるもの	、二戸市
	、山田町、田		州市、葛
	野畑村、普代		、西和賀
	村及び川井村		山田町、
			畑村、音
			及び川井
[略]		[略]	
18の2 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下	奥州市	18の2 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下	花巻市及
この項において「法」という。)に基づく次に掲げ		この項において「法」という。)に基づく次に掲げ	州市
る事務		る事務	
(1)~(4) [略]		(1)~(4) [略]	
18の3 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。	盛岡市、宮古	18の3 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。	盛岡市、
以下この項において「法」という。)に基づく次に	市、大船渡市	以下この項において「法」という。) に基づく次に	市、大船
掲げる事務	、北上市、西	掲げる事務	<u>、花巻市</u>
(1)~(5) [略]	和賀町及び普	(1)~(5) [略]	上市、陸
	代村		田市、西
			町及び普
[略]		[略]	
18の5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭	町村( <u>滝沢村</u>	18の5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭	町村 (車
和39年法律第134号)に基づく障害児福祉手当又は特	、平泉町、藤	和39年法律第134号)に基づく障害児福祉手当又は特	、九戸村
別障害者手当の認定に係る申請書等の受理に関する	沢町、軽米町	別障害者手当の認定に係る申請書等の受理に関する	一戸町を

事務で規則で定めるもの	、九戸村及び	事務で規則で定めるもの	。)
	一戸町を除く		
	。)		
19 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137	盛岡市、宮古	19 理学療法士及び作業療法士法 (昭和40年法律第137	盛岡市、宮市
号)及び理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和	市、二戸市、	号)及び理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和	市、大船渡
40年政令第327号)に基づく理学療法士免許証及び作	奥州市、葛巻	40年政令第327号) に基づく理学療法士免許証及び作	、陸前高田
業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療	町、西和賀町	業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療	、二戸市、
法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事	、山田町、田	法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事	州市、葛巻
務で規則で定めるもの	野畑村、普代	務で規則で定めるもの	、西和賀町
	村及び川井村		山田町、田
			畑村、普代
			及び川井村
19の2 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下この	宮古市 <u>及び</u> 遠	19の2 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下この	宮古市、大
項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	野市	項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	渡市、遠野
務		務	、陸前高田
(1)~(3) [略]		(1)~(3) [略]	、西和賀町
(4) 法第20条第1項の養育医療の給付に係る <u>申請</u>		(4) 法第20条第1項の養育医療の給付に係る申請	住田町及び
<u>書</u> の受理に関する事務で規則で定めるもの		<u>書等</u> の受理に関する事務で規則で定めるもの	<u>田町</u>
[略]		[略]	
20の2 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)及び製	盛岡市、宮古	20の2 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)及び製	盛岡市、宮
菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)に基づく	市、二戸市、	菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)に基づく	市、大船渡
製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛	奥州市、葛巻	製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛	、陸前高田
生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	町、山田町、	生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	、二戸市、
	田野畑村、普		州市、葛巻
	代村及び川井		、西和賀町
	村		山田町、田
			畑村、普代

			及び川井村
[略]		[略]	
21の3 砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この	宮古市及び一	21の3 砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この	宮古市、大船
項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	関市	項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	渡市、花巻市
務(砂利採取場の区域が他の市町村の区域にわたる		務(砂利採取場の区域が他の市町村の区域にわたる	及び一関市
もの又は砂利採取場の区域の全部若しくは一部が河		もの又は砂利採取場の区域の全部若しくは一部が河	
川区域等の区域内にあるものを除く。)		川区域等の区域内にあるものを除く。)	
(1)~(15) [略]		(1)~(15) [略]	
21の4 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下	宮古市及び遠	21の4 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下	宮古市 <u>、花巻</u>
この項において「法」という。) に基づく次に掲げ	野市	この項において「法」という。)に基づく次に掲げ	市、北上市及
る事務		る事務	び遠野市
(1)~(34) [略]		(1)~(34) [略]	
21の5 騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下この	宮古市、北上	21の5 騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下この	宮古市 <u>、花巻</u>
項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	市、遠野市及	項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	<u>市</u> 、北上市、
務	び一関市	務	遠野市及び一
(1) [略]		(1) [略]	関市
		(2) 法第3条第2項の関係市町村長の意見の聴取	
(2) [略]		(3) [略]	
(3) [略]		(4) [略]	
(4) 法第22条の協力の要請又は意見の陳述		(5) 法第22条の関係行政機関の長等に対する協力	
		の要請又は意見の陳述	
[略]		[略]	
22の3 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭	奥州市	22の3 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭	花巻市及び奥
和45年法律第96号。以下この項において「法」とい		和45年法律第96号。以下この項において「法」とい	州市
う。)に基づく次に掲げる事務(2以上の市町村の		う。) に基づく次に掲げる事務(2以上の市町村の	
区域内に営業所(電気工事の作業の管理を行わない		区域内に営業所(電気工事の作業の管理を行わない	
営業所を除く。)を設置する電気工事業者に係るも		営業所を除く。)を設置する電気工事業者に係るも	

のを除く。)		のを	:除く。)				
(1)~(25) [略]		(1)	$\sim$ (25)	[略]			
23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法	宮古市、大船	23 廃	<b>薬物の</b> 処	L理及び清掃	界に関する法律	聿(昭和45年法	宮古市、大船
律第137号)第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収	渡市、北上市	律第	第137号) 第	第19条第13	質の立入検査』	及び廃棄物の収	渡市 <u>、花巻市</u>
去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	、久慈市、遠	去。	ただし、	知事が自ら	行うことを妨	<b>うげない</b> 。	、北上市、久
	野市、一関市						慈市、遠野市
	、釜石市、二						、一関市 <u>、陸</u>
	戸市、雫石町						前高田市、釜
	、滝沢村、西						石市、二戸市
	和賀町、藤沢						、雫石町、滝
	町、住田町、						沢村、西和賀
	大槌町、山田						町、藤沢町、
	町、岩泉町、						住田町、大槌
	田野畑村、普						町、山田町、
	代村、野田村						岩泉町、田野
	及び洋野町						畑村、普代村
							、野田村及び
							洋野町
23の2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下	宮古市及び遠	230) 2	水質汚	5濁防止法(	昭和45年法律	第138号。以下	宮古市、花巻
この項において「法」という。)に基づく次に掲げる	野市	20	項におい	ヽて「法」と	いう。)に基っ	づく次に掲げる	市、北上市及
事務		事務	Ş				び遠野市
(1)~(28) [略]		(1)	$\sim$ (28)	[略]			
23の3 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)及び視	盛岡市、宮古	230 3	視能訓	川練士法 (日	召和46年法律第	第64号)及び視	盛岡市、宮古
能訓練士法施行令(昭和46年政令第246号)に基づく	市、二戸市、	能訓	練士法施	百行令 (昭和	146年政令第24	16号) に基づく	市、大船渡市
視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓	奥州市、葛巻	視能	訓練士免	色許証に係る	る申請書等の多	受理及び視能訓	、陸前高田市
練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	町、西和賀町	練士	:免許証の	)交付に関す	る事務で規則	『で定めるもの	、二戸市、奥
	、山田町、田						州市、葛巻町

野畑村、普代		、西和賀町、
村及び川井村		山田町、田野
		畑村、普代村
		及び川井村
	23の4 児童手当法(昭和46年法律第73号。以下この	盛岡市、宮古
	項において「法」という。) に基づく次に掲げる事	市、大船渡市
	務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第	、北上市、久
	135号) 第1条に規定する市町村立学校職員に係るも	慈市、陸前高
	のに限る。)	田市、釜石市
	(1) 法第17条第1項(法附則第6条第2項、第7	、二戸市、岩
	条第5項及び第8条第4項において準用する場合	手町、矢巾町
	を含む。)の規定により読み替えて適用する法第	、西和賀町、
	7条第1項(法附則第6条第2項、第7条第5項	住田町、大槌
	及び第8条第4項において準用する場合を含む。	町、軽米町、
	)の受給資格及び額の認定	野田村及び洋
	(2) 法第17条第2項において準用する法第7条第	野町
	2項(法附則第6条第2項、第7条第5項及び第	
	8条第4項において準用する場合を含む。)の受	
	<u>給資格及び額の認定</u>	
	(3) 法第9条第1項(法附則第6条第2項、第7	
	条第5項及び第8条第4項において準用する場合	
	を含む。)の額の改定	
	(4) 法第9条第3項(法附則第6条第2項、第7	
	条第5項及び第8条第4項において準用する場合	
	を含む。)の額の改定	
	23の5 悪臭防止法 (昭和46年法律第91号。以下この	宮古市、花巻
	項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	市及び北上市

		務         (1) 法第3条の規制地域の指定         (2) 法第4条第1項及び第2項の規制基準の設定         (3) 法第5条第2項の意見の聴取         (4) 法第6条の公示         (5) 法第21条第1項の関係行政機関の長等に対する協力の要請	
23の4 特定工場における公害防止組織の整備に関す	宮古市及び遠	<u>23の6</u> 特定工場における公害防止組織の整備に関す	宮古市、花巻
る法律(昭和46年法律第107号。以下この項において	野市	る法律(昭和46年法律第107号。以下この項において	市、北上市及
「法」という。)に基づく次に掲げる事務		「法」という。)に基づく次に掲げる事務	び遠野市
(1)~(4) [略]		(1)~(4) [略]	
23の5 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年	大船渡市、花	23の7 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年	大船渡市、石
法律第66号。以下この項において「法」という。)	巻市、久慈市	法律第66号。以下この項において「法」という。)	巻市 <u>、北上</u> 市
に基づく次に掲げる事務	、一関市、陸	に基づく次に掲げる事務	、久慈市 <u>、</u> 〕
(1)~(4) [略]	前高田市、二	(1)~(4) [略]	<u>野市</u> 、一関市
	戸市 <u>及び</u> 奥州		、陸前高田市
	市		、二戸市 <u>、</u> 」
			州市及び矢1
			<u>町</u>
23の6 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号	盛岡市、宮古	23の8 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号	盛岡市、宮
。以下この項において「法」という。) に基づく次	市、大船渡市	。以下この項において「法」という。)に基づく次	市、大船渡
に掲げる事務	、北上市、西	に掲げる事務	、花巻市、
(1)~(3) [略]	和賀町及び普	(1)~(3) [略]	上市、陸前
	代村		田市、西和
			町及び普代村
23の7 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号。	宮古市、大船	23の9 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号。	宮古市、大橋
以下この項において「法」という。) に基づく次に	渡市、北上市	以下この項において「法」という。)に基づく次に	渡市、花巻市

掲げる事務	、陸前高田市	掲げる事務	、北上市、陸
(1)~(6) [略]	、奥州市、西	(1)~(6) [略]	前高田市、奥
	和賀町及び金		州市、西和賀
	ケ崎町		町及び金ケ崎
			町
<u>23の8</u> [略]	[略]	<u>23の10</u> [略]	[略]
		23の11 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2	釜石市
		項の動物の死体の収容	
24 [略]	[略]	24 [略]	[略]
		25 国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下この	大船渡市、花
		項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	巻市、一関市
		<u>務</u>	、陸前高田市
		(1) 法第23条第1項の土地の売買等の契約に係る	及び西和賀町
		届出の受理	
		(2) 法第24条第1項の土地の利用目的の変更の勧	
		<u> </u>	
		(3) 法第24条第3項の期間の延長及びその期間等	
		<u>の通知</u>	
		(4) 法第25条の勧告に基づき講じた措置の報告の	
		<u>徴収</u>	
		(5) 法第26条の勧告の内容等の公表	
		(6) 法第27条の権利の処分のあっせん等	
		(7) 法第27条の2の土地の利用目的に係る助言	
25 国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下この	[略]	25の2 国土利用計画法(以下この項において「法」	[略]
項において「法」という。)に基づく次に掲げる事		という。)に基づく次に掲げる事務	
務			
(1)~(7) [略]		(1)~(7) [略]	

	[略]
27 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以	大船渡市、花
下この項において「法」という。)に基づく次に掲	巻市、北上市
げる事務 (2以上の市町村の区域内に事務所を設置	、一関市、釜
する特定非営利活動法人に係るものを除く。)	石市、奥州市
(1)~(30) [略]	、紫波町、西
	和賀町及び洋
	野町
27の2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び	宮古市及び遠
管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86	野市
号。以下この項において「法」という。) に基づく	
次に掲げる事務	
(1)~(9) [略]	
27の3 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法	宮古市及び遠
	mz <del>上</del>
律第105号。以下この項において「法」という。)に	野川

25の3 振動規制法(昭和51年法律第64号。以下この	宮古市、花巻
項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	市、北上市及
<u>務</u>	び一関市
(1) 法第3条第1項の地域の指定	
(2) 法第3条第2項の関係市町村長の意見の聴取	
(3) 法第3条第3項(法第4条第3項において準	
用する場合を含む。)の公示	
(4) 法第4条第1項の規制基準の設定	
(5) 法第20条の関係行政機関の長等に対する協力	<u>)</u>
の要請又は意見の陳述	
26 [略]	[略]
27 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以	大船渡市、花
下この項において「法」という。) 及び特定非営利	」 巻市、北上市
活動法人の設立の手続等に関する条例(平成10年岩	· <u>、久慈市</u> 、一
<u>手県条例第47号)</u> に基づく次に掲げる事務(2以」	関市、陸前高
の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活	田市、釜石市
動法人に係るものを除く。)	、奥州市、紫
(1)~(30) [略]	波町、西和賀
	町及び洋野町
27の2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び	ド 宮古市、花巻
管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第8	5 <u>市</u> 及び遠野市
号。以下この項において「法」という。)に基づく	
次に掲げる事務	
(1)~(9) [略]	
27の3 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法	宮古市、花巻
	一事 业上事及
律第105号。以下この項において「法」という。)に	-   <u>III、北土III</u> 及

(1)~(19) [略]		(1)~(19) [略]	
28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する	一関市、釜石	28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する	一関市、釜石
法律(平成11年法律第110号。以下この項において「	市、二戸市、	法律(平成11年法律第110号。以下この項において「	市、二戸市、
法」という。)に基づく次に掲げる事務(導入計画	奥州市及び川	法」という。)に基づく次に掲げる事務(導入計画	奥州市、西利
に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く	井村	に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く	賀町及び川井
。)		。)	村
(1)~(4) [略]		(1)~(4) [略]	
29 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(	花巻市、一関	29 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(	盛岡市、花巻
平成12年法律第104号)第26条の解体工事業者登録簿	市及び奥州市	平成12年法律第104号) 第26条の解体工事業者登録簿	市、北上市、
の閲覧。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。		の閲覧。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	一関市及び卵
			州市
		29の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成	盛岡市
		13年法律第26号。以下この項において「法」という	
		<u>。)に基づく次に掲げる事務</u>	
		(1) 法第6条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録	
		(2) 法第7条第1項の高齢者円滑入居賃貸住宅の	
		登録の拒否	
		(3) 法第7条第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の	
		登録の拒否の通知	
		(4) 法第8条第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の	
		変更の登録等	
		(5) 法第9条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿	
		の閲覧	
		(6) 法第12条の高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人	
		に対する助言及び指導	
		(7) 法第13条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事	
		項の訂正等の指示	

1			
		(8) 法第14条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の	
		取消し及び通知	
		(9) 法第15条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の	
		<u>消除</u>	
30 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年	一関市、釜石	30 高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下この	<u>花巻市、</u> 一関
<u>法律第26号。</u> 以下この項において「法」という。)	市 <u>及び</u> 奥州市	項において「法」という。) に基づく次に掲げる事	市、釜石市、
に基づく次に掲げる事務		務	奥州市及び西
(1)~(20) [略]		(1)~(20) [略]	和賀町
30の2 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下	宮古市及び遠	30の2 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下	宮古市、花巻
この項において「法」という。)に基づく次に掲げ	野市	この項において「法」という。)に基づく次に掲げ	市、北上市及
る事務		る事務	び遠野市
(1)~(17) [略]		(1)~(17) [略]	
[略]		[略]	
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下	宮古市、大船	32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下	盛岡市、宮古
この項において「法」という。)に基づく次に掲げ	渡市、久慈市	この項において「法」という。)に基づく次に掲げ	市、大船渡市
る事務 (規則で定める市町におけるニホンジカの捕	、遠野市、一	る事務	<u>、花巻市</u> 、久
獲等の許可を除く。)	関市、陸前高		慈市、遠野市
(1)~(9) [略]	田市、釜石市	(1)~(9) [略]	、一関市、陸
	、八幡平市、		前高田市、釜
	雫石町、葛巻		石市、八幡平
	町、岩手町、		市、雫石町、
	西和賀町、住		葛巻町、岩手
	田町、岩泉町		町 <u>、矢巾町</u> 、
	、田野畑村、		西和賀町 <u>、金</u>
	普代村、川井		<u>ケ崎町</u> 、住田
	村、野田村及		町、岩泉町、
	び洋野町		田野畑村、普

32の2 [略]	[略]	32の2 [略] 32の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑 関する法律(平成18年法律第91号。以下 いて「法」という。)に基づく次に掲げ。 (1) 法第12条第1項の特定路外駐車場 出の受理 (2) 法第12条第2項の特定路外駐車場 更の届出の受理 (3) 法第12条第3項の措置の命令 (4) 法第38条第2項の通知の受理(路定事業に係るものに限る。) (5) 法第38条第3項の勧告(前号の事のに限る。) (6) 法第38条第4項の措置の命令(第2に係るものに限る。)	この項にお   除く。) 並で   1
<u>32の3</u> [略]	[略]	(7) 法第53条第2項の報告の徴収又は32の4[略]	立入検査等 [略]
33 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第59条	市町村(盛岡	33 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89	号)第59条 市町村(盛岡
の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する	市、西和賀町	の2第1号の両下肢等の障害の程度の証	明に関する 市、西和賀町
事務	、金ケ崎町 <u>、</u>	事務	、金ケ崎町、
	平泉町、藤沢		大槌町、岩泉
	<u>町</u> 、大槌町、		町、田野畑村
	岩泉町、田野		、軽米町、力

	畑村、軽米町		戸村及び一
	、九戸村及び		町を除く。
	一戸町を除く		
	。)		
34 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)第2	花巻市、遠野	34 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)第2	花巻市、遠
条の譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理	市及び奥州市	条の譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理	市、一関市
			び奥州市
		34の2 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第	花巻市、北
		26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更	市、遠野市
		等の届出の受理	一関市、釜
			市、奥州市
			金ケ崎町、
			沢町及び一
			町
<u>34の2</u> [略]	[略]	<u>34の3</u> [略]	[略]
<u>34の3</u> [略]	[略]	<u>34の4</u> [略]	[略]
34の4 中小小売商業振興法施行令(昭和48年政令第	宮古市、大船	34の5 中小小売商業振興法施行令(昭和48年政令第	宮古市、大
286号。以下この項において「政令」という。)に基	渡市、北上市	286号。以下この項において「政令」という。)に基	渡市、花巻
づく次に掲げる事務	、陸前高田市	づく次に掲げる事務	、北上市、
(1)・(2) [略]	、奥州市、西	(1)・(2) [略]	前高田市、
	和賀町及び金		州市、西和
	ケ崎町		町及び金ケ
			町
[略]		[略]	
35の2 火薬類取締法施行規則(以下この項において	花巻市及び奥	35の2 火薬類取締法施行規則(以下この項において	花巻市、一
「省令」という。)に基づく次に掲げる事務	州市	「省令」という。)に基づく次に掲げる事務	市及び奥州
1		(1)~(4) [略]	

		35の3 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務(県立の施設に係るものを除く。) (1) 省令第19条第1項の博物館に相当する施設の指定要件の審査 (2) 省令第19条第2項の実地審査 (3) 省令第21条の報告の受理 (4) 省令第23条の報告の徴収 (5) 省令第24条の指定の取消し
35の3 冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号。以下この項において「省令」という。)に基づく		35の4 冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号。以下この項において「省令」という。)に基づく
次に掲げる事務		次に掲げる事務
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]
35の4 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省	奥州市	35の5 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省
令第52号。以下この項において「省令」という。)		令第52号。以下この項において「省令」という。)
に基づく次に掲げる事務		に基づく次に掲げる事務
(1)~(3) [略]		(1)~(3) [略]
35の5 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省	奥州市	35の6 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省
令第53号。以下この項において「省令」という。)		令第53号。以下この項において「省令」という。)
に基づく次に掲げる事務		に基づく次に掲げる事務
(1)~(3) [略]		(1)~(3) [略]
<u>35の 6</u> [略]	[略]	<u>35の7</u> [略]
		35の8 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33
		号。以下この項において「省令」という。)に基づ
		く次に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法第
		1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る
		<u>. ) </u>

花巻市、遠野 市、奥州市、 金ケ崎町及び

花巻市、一関 市及び 奥州市

<u>花巻市、一関</u> 市及び奥州市

<u>花巻市、一関</u> 市及び 奥州市

[略] 盛岡市、宮古 市、大船渡市 、北上市、久 慈市、陸前高 田市、釜石市

大槌町

	項又は第2項(これらの規
用する省令第6条第1	項又は第2項(これらの規
	17条までにおいて準用する
場合を含む。)の住所	
<u>(4) 省令第12条第1項</u>	の規定により読み替えて適
用する省令第7条(省	<u> 令第15条から第17条までに</u>
おいて準用する場合を	含む。)の受給事由消滅の
届出の受理	
	の規定により読み替えて適
用する省令第11条第1	項(省令第15条から第17条
	場合を含む。)の請求書又
は届書に添えなければ	
(6) 省令第12条第 1 項	の規定により読み替えて適
<u>用する省令第11条第 2</u>	項(省令第15条から第17条
までにおいて準用する	場合を含む。)の請求書又
	ならない書類の省略又は当

[略]	
36の3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び	宮古市及び遠
管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成13年	野市
内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水	
産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。	
以下この項において「省令」という。)に基づく次	
に掲げる事務	
(1)~(4) [略]	
36の4 [略]	[略]
36の5 県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53	大船渡市、二
号。以下この項において「条例」という。)に基づ	戸市 <u>及び</u> 葛巻
く次に掲げる事務(他の市町村の区域にわたるもの	町
を除く。)	
(1)~(11) [略]	
<u>36の6</u> [略]	[略]
<u>36の7</u> [略]	[略]
	I

「略]	
	+ 1.4 + + 1/s
36の3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び	宮古市、花巻
管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成13年	市及び遠野市
内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水	
産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。	
以下この項において「省令」という。)に基づく次	
に掲げる事務	
(1)~(4) [略]	
36の4 [略]	[略]
36の5 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭	盛岡市、宮古
和28年岩手県条例第49号)に基づく単身赴任手当及	市、大船渡市
び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則	、北上市、久
で定めるもの	慈市、陸前高
	田市、釜石市
	、二戸市、矢
	巾町、西和賀
	町、住田町、
	大槌町、軽米
	町、野田村及
	び洋野町
36の6 県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53	大船渡市、花
	<u>巻市</u> 、二戸市
く次に掲げる事務(他の市町村の区域にわたるもの	<u>、</u> 葛巻町 <u>、西</u>
を除く。)	和賀町及び九
(1)~(11) [略]	<u>戸村</u>
<u>36の7</u> [略]	[略]
<u>36の8</u> [略]	[略]
	1

[略]		[略]	
37の3 屋外広告物条例(昭和46年岩手県条例第44号	紫波町、田野	37の3 屋外広告物条例(昭和46年岩手県条例第44号	紫波町、西和
。以下この項において「条例」という。)に基づく	畑村及び普代	。以下この項において「条例」という。)に基づく	賀町、岩泉町
次に掲げる事務(屋外広告物法第7条第4項の違反	村	次に掲げる事務(屋外広告物法第7条第4項の違反	、田野畑村及
に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係		に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係	び普代村
るものに限る。)		るものに限る。)	
(1)~(4) [略]		(1)~(4) [略]	_
37の4 岩手県自然環境保全条例(昭和48年岩手県条	宮古市、遠野	37の4 岩手県自然環境保全条例(昭和48年岩手県条	宮古市、花巻
例第62号。以下この項において「条例」という。)	市、一関市、	例第62号。以下この項において「条例」という。)	<u>市</u> 、遠野市、
に基づく次に掲げる事務(他の市町村の区域にわた	滝沢村 <u>及び</u> 田	に基づく次に掲げる事務(他の市町村の区域にわた	一関市、二戸
るものを除く。)	野畑村	るものを除く。)	<u>市</u> 、滝沢村 <u>、</u>
(1)~(21) [略]		(1)~(21) [略]	田野畑村 <u>及び</u>
			<u>九戸村</u>
		37の5 岩手県文化財保護条例 (昭和51年岩手県条例	<u>久慈市、奥州</u>
		第44号。以下この項において「条例」という。) に	市、金ケ崎町
		<u>基づく次に掲げる事務。ただし、第3号に掲げる事</u>	、大槌町、普
		務にあっては、県教育委員会が自ら行うことを妨げ	代村及び一戸
		<u>ない。</u>	<u>町</u>
		(1) 条例第21条(条例第35条において準用する場	
		合を含む。) において準用する条例第19条第2項	
		<u>の指示</u>	
		(2) 条例第22条(条例第35条及び第42条において	
		<u>準用する場合を含む。)の報告の徴収</u>	
		(3) 条例第29条(条例第35条において準用する場	
		合を含む。) の助言又は勧告	
		<u>(4) 条例第34条第2項の指示</u>	
<u>37の5</u> [略]	[略]	<u>37の6</u> [略]	[略]

[略]	[略]	
41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の 盛岡市、宮古	41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の	盛岡市、宮古
保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号。以 市及び遠野市	保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号。以	市、花巻市、
下この項において「条例」という。)に基づく次に	下この項において「条例」という。)に基づく次に	<u>北上市</u> 及び遠
掲げる事務(工場に係るものを除く。)	掲げる事務 (工場に係るものを除く。)	野市
(1)~(6) [略]	(1)~(6) [略]	
42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の 盛岡市、宮古	42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の	盛岡市、宮古
保全に関する条例(以下この項において「条例」と 市及び遠野市	保全に関する条例(以下この項において「条例」と	市、花巻市、
いう。)に基づく次に掲げる事務	いう。) に基づく次に掲げる事務	<u>北上市</u> 及び遠
(1)~(6) [略]	(1)~(6) [略]	野市
43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の 盛岡市、宮古	43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の	盛岡市、宮古
保全に関する条例(以下この項において「条例」と 市 <u>及び</u> 遠野市	保全に関する条例(以下この項において「条例」と	市、花巻市、
いう。)に基づく次に掲げる事務	いう。)に基づく次に掲げる事務	<u>北上市、</u> 遠野
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]	市及び一関市
[略]	[略]	
45 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の 盛岡市、宮古	45 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の	盛岡市、宮古
保全に関する条例(以下この項において「条例」と 市及び遠野市	保全に関する条例(以下この項において「条例」と	市、花巻市、
いう。)に基づく次に掲げる事務(汚水等排出施設	いう。)に基づく次に掲げる事務(汚水等排出施設	<u>北上市</u> 及び遠
及び水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)	及び水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)	野市
別表第1に掲げる施設に係るものに限る。)	別表第1に掲げる施設に係るものに限る。)	
(1)~(7) [略]	(1)~(7) [略]	
46 循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩 宮古市、大船	46 循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩	宮古市、大船
手県条例第73号)第20条第2項及び第31条第1項の 渡市、久慈市	手県条例第73号)第20条第2項及び第31条第1項の	渡市、花巻市
立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら、遠野市、一	立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら	、久慈市、遠
行うことを妨げない。 関市、雫石町	行うことを妨げない。	野市、一関市
、滝沢村、住		、陸前高田市
田町、田野畑		<u>、二戸市</u> 、雫

石町、滝沢木
、住田町、日
野畑村、普代
村、野田村及
び洋野町
[略]
48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する 盛岡市、宮古
条例(平成14年岩手県条例第74号)第6条第1項の 市、大船渡市
立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事 <u>、花巻市</u> 、ク
が自ら行うことを妨げない。 慈市、遠野市
、一関市 <u>、</u> [
前高田市、二
戸市、雫石町
、滝沢村、信
田町、田野火
村、普代村、
野田村及び洋
野町
<u>49</u> [略] [略]
50 [略]
、洋 一 占市遠市滝町、田町 巻 一

8 ひとにやさしいまちづくり条例(平成7年岩手県条例第41号。以 下この項において「条例」という。) に基づく次に掲げる事務 (1) 条例第11条第1項及び第2項の届出の受理 (2) 条例第17条第1項の適合証の交付請求の受理 9 「略] 「略〕 別表第2(第3条関係) 「略〕 39 ひとにやさしいまちづくり条例(以下この項にお 宮古市、花巻 いて「条例」という。) に基づく次に掲げる事務 |市、北上市、 (1) 条例第12条の指導又は助言(建築物(建築基 一関市、釜石 準法 (昭和25年法律第201号。以下この項において 市及び奥州市 「法」という。) 第6条第1項第4号に掲げる建 築物に限る。以下この項において同じ。)及び駐 車場(法第6条第1項第1号の適用を受ける車庫 を除く。以下この項において同じ。) に係るもの に限る。) (2) 条例第15条の立入調査(建築物及び駐車場に 係るものに限る。) (3) 条例第17条第2項の適合証の交付(建築物、 当該建築物に併設される鉄道の駅(建築物に該当 するものを除く。)及び駐車場に係るものに限る 40 ひとにやさしいまちづくり条例(以下この項にお 盛岡市 いて「条例」という。)に基づく次に掲げる事務( 道路及び公園等にあっては、都市計画法第29条の開

発行為の許可を要するものに限る。ただし、他の市

	9 [略]	
	[略]	
別	表第2(第3条関係)	
	[略]	
	39及び40 削除	

<ul><li>町村の区域にわたるものを除く。)</li><li>(1) 条例第12条の指導又は助言</li></ul>			
(2) 条例第15条の立入調査			
(3) 条例第17条第2項の適合証の交付			
41 [略]	[略]	41 [略]	[略]
[略]		[略]	•
49 [略]	[略]	49 [略]	[略]
		50 ひとにやさしいまちづくり条例 (平成19年岩手県	宮古市、花
		条例第74号。以下この項において「条例」という。	市、北上市
		) に基づく次に掲げる事務で規則で定めるもの	一関市、釜
		(1) 条例第21条の協議に係る書類の受理及び受理	市及び奥州
		に関する事務	
		(2) 条例第22条第1項の助言又は指導	
		(3) 条例第22条第2項の指導又は助言	
		(4) 条例第22条第3項の通知	
		(5) 条例第23条の工事完了の届出の受理	
		(6) 条例第24条第1項の完了検査	
		(7) 条例第24条第2項の適合証の交付	
		(8) 条例第28条の報告の徴収又は立入調査等	
		(9) 条例第29条第1項の適合証の交付請求の受理	<u>.</u>
		及び受理に関する事務	
		<u>(10) 条例第29条第2項の適合証の交付</u>	
		51 ひとにやさしいまちづくり条例(以下この項にお	盛岡市
		いて「条例」という。) に基づく次に掲げる事務(	· [
		規則で定めるものを除く。)	
		(1) 条例第21条の協議に係る書類の受理	

			1 1	(2) 条例第22条第1項の助言又は指導	
				(3) 条例第22条第 2 項の指導又は助言	
				(4) 条例第22条第3項の通知	
				(5) 条例第23条の工事完了の届出の受理	
				(6) 条例第24条第1項の完了検査	
				(7) 条例第24条第2項の適合証の交付	
				(8) 条例第28条の報告の徴収又は立入調査等	
				(9) 条例第29条第1項の適合証の交付請求の受理	
				(10) 条例第29条第2項の適合証の交付	
				52 ひとにやさしいまちづくり条例に基づく協議に係	市町村(盛岡
				る書類等の受理に関する事務で規則で定めるもの	市、宮古市、
					花巻市、北上
					市、一関市、
					釜石市及び奥
					州市を除く。
					)
	<u>50</u> [略]	[略]		53 [略]	[略]
3 月	表第2(第3条関係)		別表	表第2(第3条関係)	
	[略]			[略]	
	6の12 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項に	宮古市、大船		6の12 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項に	宮古市、大船
	おいて「法」という。)に基づく次に掲げる事務(規	渡市、花巻市		おいて「法」という。)に基づく次に掲げる事務(規	渡市、花巻市
	則で定める場合を除く。)	、遠野市、一		則で定める場合を除く。)	、北上市、久
	(1)~(12) [略]	関市、陸前高		(1)~(12) [略]	慈市、遠野市
		田市、釜石市			、一関市、陸
		、八幡平市、			前高田市、釜
		奥州市、葛巻			石市、八幡平
.		大川川、402	1 1		、日山へ、八明一

町、岩手町、 金ケ崎町、大 槌町、山田町 及び洋野町

[略]

36の8 岩手県収入証紙条例(昭和39年岩手県条例第39 宮古市、大船号)第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに 渡市、花巻市関する事務で規則で定めるもの 、遠野市、一

百渡、関田、奥町金槌及門、花市陸釜平、手町山野、大巻、前石市岩町山野の大野、大町が洋町山野町山野町山町町一高市、巻、大町町の

 大
 高巻町、岩手

 町
 西和賀町

 、金ヶ崎町、
 平泉町、大槌

 町、山田町、
 普代村、軽米

 町、野田村、
 九戸村、洋野

[略]

36の8 岩手県収入証紙条例(昭和39年岩手県条例第39 宮古市、大船号)第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに 渡市、花巻市関する事務で規則で定めるもの 、北上市、久

宮渡、慈、前石市葛町、平町普町九古市北市一高市、巻、金泉、代、戸市、上、関田、奥町西ケ町山村野村、花市遠市市八州、和崎、田、田、米、野、、幡市岩賀町大町軽村洋州市久市陸釜平、手町、槌、米、野船市久市陸釜平、手町、槌、米、野

町及び一戸町

			町及び一戸町	
	[略]		[略]	
備考	改正部分は、下線の部分である。			

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は同年7月1日から、表3の項の改正部分及び附則第4項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。) 前に法令若しくは条例の規定により知事若しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。) 別表第2に掲げる事務で当該市町村の長若しくは教育委員会が管理し、及び執行することとなるものに係るもの(次項及び附則第4項に規定する事務に係るものを除く。) は、施行日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 改正後の条例別表第2に掲げる事務のうち、施行日前に栄養士法(昭和22年法律第245号)及び栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)、医師法(昭和23年法律第201号)及び医師法施行令(昭和28年政令第382号)、歯科医師法(昭和23年法律第202号)及び歯科医師法施行令(昭和28年政令第383号)、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)及び保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)及び診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)及び歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)及び臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)、調理師法(昭和33年法律第147号)及び調理師法施行令(昭和33年政令第303号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)及び理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号)、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)及び製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)並びに視能訓練士法(昭和46年法律第64号)及び視能訓練士法施行令(昭和46年、中令第246号)の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、同表に掲げる当該事務に係るそれぞれの規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 表3の項の改正部分の施行の目前に旅券法(昭和26年法律第267号)の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の条例別表第2の6の12の項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。